

令和3年第1回下仁田町議会臨時会会議録第1号（13日）

招集年月日	令和3年4月13日								
招集の場所	下仁田町議会議場								
開閉会日時 及び宣言	開会	令和3年4月13日午前10時00分				議長	島崎 紘一		
	閉会	令和3年4月13日午後2時28分				議長	島崎 紘一		
議員出席状況	議席番号	氏名	応招 不応招 別	出欠席 別	議席番号	氏名	応招 不応招 別	出欠席 別	
応招 12名 不応招 0名 出席 12名 欠席 0名 欠員 0名	1	小井土光弘	○	○	7	佐藤 博	○	○	
	2	大手博幸	○	○	8	千野 榮治	○	○	
	3	佐々木信也	○	○	9	島崎 紘一	○	○	
	4	岡田邦敏	○	○	10	堀口博志	○	○	
	5	木暮弘元	○	○	11	岡田武二	○	○	
【凡例】 ○応招・出席を 示す ×欠席・不応招 を示す	6	岩崎正春	○	○	12	佐藤公夫	○	○	
会議録署名議員	1番	小井土光弘	2番	大手博幸					
職務のため議場に 出席したものの氏名	事務局長	岩井 収		書記	佐藤里奈				
地方自治法 第121条に より説明のた め出席した者 の氏名	町長	原 秀男		福祉課長	岡野宏巳				
	教育長	茂木 学		保健課長	永井邦佳				
	総務課長	岡野 均		農林課長	佐藤茂治				
	企画課長	竹内 誠		商工観光課長	佐藤圭司				
	住民税務課長	猪野ともえ		建設水道課長	佐藤正明				
	会計課長	柴田悦子		教育課長	林 通典				

議 事 日 程 別紙のとおり

会 議 に 付 し た 議 件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 第29号議案 専決処分の承認を求めることについて（下仁田町税条例等の一部を改正する条例）
- 4 第30号議案 専決処分の承認を求めることについて（下仁田町国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 5 第31号議案 専決処分の承認を求めることについて（下仁田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）
- 6 第32号議案 専決処分の承認を求めることについて（下仁田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）
- 7 第33号議案 専決処分の承認を求めることについて（下仁田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）
- 8 第34号議案 専決処分の承認を求めることについて（下仁田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）
- 9 第35号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度下仁田町一般会計補正予算（第6号））
- 10 第36号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号））
- 11 第37号議案 令和3年度下仁田町一般会計補正予算（第1号）
- 12 第38号議案 令和3年度下仁田町水道事業会計補正予算（第1号）

会 議 の 経 過

開 会 令和3年4月13日 午前10時00分

○議長 島崎紘一 おはようございます。

議員の出席が定足数に達しておりますので、ただいまから、令和3年第1回下仁田町議会臨時会を開催し、直ちに本日の会議を開きます。

○議長 島崎紘一 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、1番 小井土光弘君と、2番 大手博幸君を指名いたします。

○議長 島崎紘一 続いて、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日に決定いたしました。

○議長 島崎紘一 続いて、町長から臨時会招集の挨拶を願います。

町長

(原秀男町長 登壇)

○町長 原秀男 皆様、おはようございます。

令和3年第1回臨時会の開会に当たり、ご指名をいただきましたので一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議員の皆様におかれましては、臨時会にご参集いただき誠にありがとうございます。

本臨時会は、新型コロナウイルス感染症拡大への対応に係り経済対策及び保健衛生などを主体に補正予算並びに専決処分の承認を求めるものです。特に、経済対策はコロナ禍により疲弊した地域経済や消費活動を再び活性化すべく、商品券の発行や宿泊施設運営維持に向けた支援策を講じたいとするものです。さらに、新型コロナウイルスワクチン接種機会を補助するための交通手段の確保や水道基本料の減免措置なども積極的に実施してまいりたいとするものであります。

議案といたしましては、まず第29号議案から第36号議案までは税条例、国民健康保険条例、介護関連の条例の一部改正並びに令和2年度補正予算に

ついて専決処分の承認を求めたいとするものです。

続いて、第37号議案、第38号議案では、令和3年度の一般会計及び水道事業会計の補正予算についてご審議賜りたいとするものです。

いずれも詳細につきましては、後ほど担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、令和3年第1回臨時会の開会に当たりましての挨拶といたします。よろしく願いいたします。

○議長 島崎紘一 ここで暫時休憩いたします。

なお、引き続きまして、302委員会室において全員協議会を開催しますので、議案書をお持ちの上、移動していただきますようお願いいたします。

休 憩 午前10時03分

再 開 午後 1時42分

○議長 島崎紘一 休憩を解いて再開いたします。

○議長 島崎紘一 日程第3、第29号議案 専決処分の承認を求めることについて（下仁田町税条例等の一部を改正する条例）を議題とし、提案理由の説明を住民税務課長に求めます。

住民税務課長

（猪野ともえ住民税務課長 登壇）

○住民税務課長 猪野ともえ 命によりまして、第29号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第29号議案 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和3年4月13日提出。

下仁田町長 原秀男。

裏面をお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり下仁田町税条例等の一部を改正する条例を専決処分する。

令和3年3月31日。

下仁田町長 原秀男。

（理由）

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政

令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和3年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、関連する下仁田町税条例等の一部改正を行う必要が生じたためでございます。

次のページをお願いいたします。

下仁田町税条例等の一部を改正する条例。

(下仁田町税条例の一部改正)

第1条 下仁田町税条例の一部を次のように改正する。

以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げましたので、説明は省略させていただきます。

7ページをお願いいたします。

附則。

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくをお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第29号議案を、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。

よって、第29号議案は、原案のとおり承認されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第4、第30号議案 専決処分の承認を求めることについて(下仁田町国民健康保険条例の一部を改正する条例)を議題とし、提案理由の説明を福祉課長に求めます。

福祉課長

(岡野宏巳福祉課長 登壇)

○福祉課長 岡野宏巳 命によりまして、第30号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第30号議案 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和3年4月13日提出。

下仁田町長 原秀男。

裏面をお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり下仁田町国民健康保険条例の一部を改正する条例を専決処分する。

令和3年3月31日。

下仁田町長 原秀男。

(理由)

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が、令和3年2月に公布及び施行されたため3月議会提出に間に合わず、関連する下仁田町国民健康保険条例の一部改正を行う必要が生じたためでございます。

次のページをお願いします。

下仁田町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

下仁田町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

附則第3項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る））である感染症をいう。以下同じ。」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第30号議案を、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。

よって、第30号議案は、原案のとおり承認されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第5、第31号議案 専決処分の承認を求めることについて（下仁田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）を議題とし、提案理由の説明を福祉課長に求めます。

福祉課長

(岡野宏巳福祉課長 登壇)

○福祉課長 岡野宏巳 命によりまして、第31号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第31号議案 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和3年4月13日提出。

下仁田町長 原秀男。

裏面をお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり下仁田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を専決処分する。

令和3年3月31日。

下仁田町長 原秀男。

(理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和3年1月25日に公布されたため、3月議会提出に間に合わず、関連する下仁田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行う必要が生じたためでございます。

次のページをお願いします。

下仁田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

下仁田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基

準を定める条例の一部を次のように改正する。

以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会で説明させていただきましたので、説明は省略させていただきます。

すみません。後ろから3枚目の裏面をお願いいたします。

附則。

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

以降につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第31号議案を、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。

よって、第31号議案は、原案のとおり承認されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第6、第32号議案 専決処分の承認を求めることについて(下仁田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)を議題とし、提案理由の説明を福祉課長に求めます。

福祉課長

(岡野宏巳福祉課長 登壇)

○福祉課長 岡野宏巳 命によりまして、第32号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第32号議案 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和3年4月13日提出。

下仁田町長 原秀男。

裏面をお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり下仁田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を専決処分する。

令和3年3月31日。

下仁田町長 原秀男。

(理由)

下仁田町指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和3年1月25日に公布されたため、3月議会提出に間に合わず、関連する下仁田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正を行う必要が生じたためでございます。

次のページをお願いいたします。

下仁田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

下仁田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

以下の内容につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、説明は省略させていただきます。

すみません。後ろから2枚目の裏面をお願いいたします。

(「ページ数はちゃんと数字で書くように。後ろからとか前という表現は使わない」の声あり)

○福祉課長 岡野宏巳 すみません。申し訳ございません。

附則。

(施行期日)

第1条 この条例は令和3年4月1日から施行する。

以降につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたの

で、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。
質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。
討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第32号議案を、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。
よって、第32号議案は、原案のとおり承認されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第7、第33号議案 専決処分の承認を求めること
について(下仁田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介
護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例)を議題とし、提案理由の説明を福祉課長に
求めます。

福祉課長

(岡野宏巳福祉課長 登壇)

○福祉課長 岡野宏巳 命によりまして、第33号議案を朗読し、ご提案、ご説明
申し上げます。

第33号議案 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したの
で、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和3年4月13日提出。

下仁田町長 原秀男。

裏面をお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり下仁田町指定介
護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予
防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を専決処分する。

令和3年3月31日。

下仁田町長 原秀男。

(理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和3年1月25日に公布されたため、3月議会提出に間に合わず、関連する下仁田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正を行う必要が生じたためでございます。

次のページをお願いします。

下仁田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

下仁田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、説明は省略させていただきます。

すみません。これもページがちょっと書いていないので、後ろから2枚目の表面をお願いいたします。

附則。

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

以降につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第33号議案を、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎絃一 挙手全員です。

よって、第33号議案は、原案のとおり承認されました。

○議長 島崎絃一 次に、日程第8、第34号議案 専決処分の承認を求めることについて（下仁田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）を議題とし、提案理由の説明を福祉課長に求めます。

福祉課長

（岡野宏巳福祉課長 登壇）

○福祉課長 岡野宏巳 命によりまして、第34号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第34号議案 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和3年4月13日提出。

下仁田町長 原秀男。

裏面をお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり下仁田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を専決処分する。

令和3年3月31日。

下仁田町長 原秀男。

（理由）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和3年1月25日に公布されたため、3月議会提出に間に合わず、関連する下仁田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行う必要が生じたためでございます。

次のページをお願いします。

下仁田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

下仁田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただ

きましたので、説明は省略させていただきます。

すみません。これも後ろから1枚目の表面をお願いします。

附則。

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、指定居宅介護支援等の基準条例第16条第20号の次に1号を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

以降につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第34号議案を、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。

よって、第34号議案は、原案のとおり承認されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第9、第35号議案 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度下仁田町一般会計補正予算(第6号))を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。

総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第35号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第35号議案 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和3年4月13日提出。

下仁田町長 原秀男。

2 ページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり令和 2 年度下仁田町一般会計補正予算（第 6 号）を専決処分する。

令和 3 年 3 月 31 日。

下仁田町長 原秀男。

2 ページをお願いいたします。

令和 2 年度下仁田町一般会計補正予算（第 6 号）。

令和 2 年度下仁田町の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 270 万 8, 000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 64 億 2, 736 万円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 3 年 3 月 31 日専決処分。

下仁田町長 原秀男。

次ページをお願いいたします。

第 1 表 歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。

2 款地方譲与税 234 万 7, 000 円。

3 款利子割交付金 3 万 6, 000 円。

4 款配当割交付金 30 万 1, 000 円。

5 款株式等譲渡所得割交付金 147 万 8, 000 円。

6 款法人事業税交付金 26 万 6, 000 円。

7 款地方消費税交付金 3, 667 万 5, 000 円。

8 款ゴルフ場利用税交付金 167 万 4, 000 円。

9 款環境性能割交付金 76 万 2, 000 円。

- 1 1 款地方交付税 1, 6 8 1 万 1, 0 0 0 円。
- 1 2 款交通安全対策特別交付金 1 5 万 9, 0 0 0 円。
- 1 5 款国庫支出金 7 8 万 6, 0 0 0 円の減。
- 1 6 款県支出金 4 9 1 万 4, 0 0 0 円。
- 1 7 款財産収入 4 4 万 5, 0 0 0 円。
- 1 8 款寄附金 5 7 5 万 1, 0 0 0 円の減。
- 1 9 款繰入金 7 4 1 万 1, 0 0 0 円の減。
- 2 1 款諸収入 2 4 1 万 2, 0 0 0 円の減。
- 2 2 款町債 1, 6 8 0 万円の減。

歳入合計 6 3 億 9, 4 6 5 万 2, 0 0 0 円に 3, 2 7 0 万 8, 0 0 0 円を追加し、6 4 億 2, 7 3 6 万円としております。

4 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

- 2 款総務費 5, 9 6 8 万 6, 0 0 0 円。
- 3 款民生費 4 2 万 1, 0 0 0 円の減。
- 4 款衛生費 6 2 3 万 8, 0 0 0 円の減。
- 6 款農林水産業費 1, 1 5 9 万 8, 0 0 0 円の減。
- 7 款商工費 3 7 6 万 3, 0 0 0 円の減。
- 8 款土木費 2 4 5 万 6, 0 0 0 円の減。
- 1 0 款教育費 2 5 1 万 7, 0 0 0 円の減。
- 1 3 款諸支出金 1 万 5, 0 0 0 円。

歳出合計 5 3 億 9, 4 6 5 万 2, 0 0 0 円に 3, 2 7 0 万 8, 0 0 0 円を追加し、6 4 億 2, 7 3 6 万円としてございます。

次ページをお願いいたします。

第 2 表 繰越明許費補正変更でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費で農林業推進事業を補正前 1 9 8 万円を補正後 3 3 0 万円に変更しております。

第 3 表 地方債補正変更でございます。

起債の目的は、過疎対策事業債は限度額 2 億 3, 2 3 0 万円から 8 6 0 万円を減額し、2 億 2, 3 7 0 万円に、災害復旧事業債は限度額 5, 7 3 0 万円から 8 2 0 万円を減額し、4, 9 1 0 万円としております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じでございます。

6 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1 の総括につきましては説明

を省略させていただきます。また、9ページの2歳入及び14ページの3歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第35号議案を、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。

よって、第35号議案は、原案のとおり承認されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第10、第36号議案 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第3号))を議題とし、提案理由の説明を建設水道課長に求めます。

建設水道課長

(佐藤正明建設水道課長 登壇)

○建設水道課長 佐藤正明 命によりまして、第36号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第36号議案 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和3年4月13日提出。

下仁田町長 原秀男。

2ページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり令和2年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第3号)を専決処分する。

令和3年3月31日。

下仁田町長 原秀男。

次ページをお願いいたします。

令和2年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）。

令和2年度下仁田町の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ409万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,093万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年3月31日専決処分。

下仁田町長 原秀男。

次ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

歳入。

1 款分担金及び負担金4万8,000円。

2 款使用料及び手数料64万円の減。

3 款国庫支出金3万4,000円。

4 款県支出金11万5,000円の減。

6 款繰入金311万7,000円の減。

8 款諸収入1,000円の減。

9 款町債30万円の減。

歳入合計7,502万9,000円から409万1,000円を減額し、7,093万8,000円としております。

次に、歳出です。

同じく款の区分と補正予算額を申し上げます。

1 款浄化槽事業費269万1,000円の減。

2 款公債費140万円の減。

歳出合計7,502万9,000円から409万1,000円を減額し、7,093万8,000円としております。

次ページをお願いいたします。

第2表 地方債の補正変更でございます。

起債の目的、浄化槽施設設置事業（下水道事業債）限度額1,340万円から30万円を減額し、限度額を1,310万円にしております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じでございます。

次ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては省略させていただきます。なお、5ページからの2歳入、7ページからの3歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第36号議案を、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 島崎紘一 挙手全員です。

よって、第36号議案は、原案のとおり承認されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第11、第37号議案 令和3年度下仁田町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。

総務課長

（岡野均総務課長 登壇）

○総務課長 岡野均 命によりまして、第37号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第37号議案 令和3年度下仁田町一般会計補正予算（第1号）。

令和3年度下仁田町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,390万4,000

円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億2,490万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月13日提出。

下仁田町長 原秀男。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。

15款国庫支出金1億1,782万6,000円。

16款県支出金45万円。

19款繰入金1,562万8,000円。

歳入合計46億9,100万円に1億3,390万4,000円を追加し、48億2,490万4,000円としたいとします。

次ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費1億3,390万4,000円。

歳出合計46億9,100万円に1億3,390万4,000円を追加し、48億2,490万4,000円としたいとします。

4ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1総括につきましては説明を省略させていただきます。また、7ページの2歳入、8ページの3歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、説明は省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくをお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第37号議案を、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。

よって、第37号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第12、第38号議案 令和3年度下仁田町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とし、提案理由の説明を建設水道課長に求めます。

建設水道課長

(佐藤正明建設水道課長 登壇)

○建設水道課長 佐藤正明 命によりまして、第38号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第38号議案 令和3年度下仁田町水道事業会計補正予算(第1号)。

(総則)

第1条 令和3年度下仁田町水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和3年度下仁田町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げます。なお、款の区分のみ申し上げます。

収入。

第1款水道事業収益2億4,644万6,000円、305万2,000円の減、2億4,339万4,000円。

支出。

第1款水道事業費用2億4,353万2,000円、309万3,000円の減、2億4,043万9,000円。

令和3年4月13日提出。

下仁田町長 原秀男。

なお、次ページの実施計画以降につきましては、さきの全員協議会で説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。
討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第38号議案を、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。
よって、第38号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 以上で本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、字句等の整理につきましては議長に一任
願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 異議なしと認めます。
よって、字句等の整理につきましては、議長に一任願います。
これをもちまして、令和3年第1回下仁田町議会臨時会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

閉 会 令和3年4月13日 午後 2時28分

以上は、会議の経過を記載したものである。その内容に相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 島 崎 紘 一

署名議員 小井土 光 弘

署名議員 大 手 博 幸
